

市町村の合併の特例等に関する法律施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>市町村の合併の特例に関する法律施行規則</p> <p>（合併協議会設置請求書等の様式）</p> <p>第一条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に係る市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号。以下「令」という。）第一条第一項に規定する合併協議会設置請求書及び同項に規定する代表者証明書は、それぞれ第一号様式及び第二号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律施行規則</p> <p>（合併協議会設置請求書等の様式）</p> <p>第一条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に係る市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号。以下「令」という。）第一条第一項に規定する合併協議会設置請求書及び同項に規定する代表者証明書は、それぞれ第一号様式及び第二号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（合併協議会設置の勧告に係る合併協議会設置協議についての投票の請求に係る投票実施請求書等の様式）</p> <p>第二十五条 法第六十一条第十一項の規定による投票の請求に係る令第十二条において準用する令第十三条第一項に規定する投票実施請求書及び投票実施請求代表者証明書は、それぞれ第八号様式及び第九号様式に準じて作成しなければならない。この場合において、第八号様式及び第九号様式中「合併対象市町村」とあるのは、「合併協議会設置勧告対象市町村」とする。</p>

2 法第六十一条第十一項の規定による投票の請求に係る署名簿、令第五十二条において準用する令第十四条において準用する令第二条第二項に規定する署名収集委任状、令第五十二条において準用する令第十四条において準用する令第二条第三項に規定する署名収集委任届出書、令第五十二条において準用する令第十四条において準用する令第四条第三項に規定する署名審査録及び令第五十二条において準用する令第十四条において準用する令第九条第一項に規定する署名収集証明書は、それぞれ第三号様式から第七号様式までに準じて作成しなければならない。この場合において、第三号様式から第七号様式までの規定中「合併対象市町村」とあるのは「合併協議会設置勧告対象市町村」と、「合併協議会設置の請求」とあるのは「合併協議会設置協議についての投票の請求」と、「第五条第二十項」とあるのは「第六十一条第二十五項」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「投票実施請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「投票実施請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「投票実施請求代表者」と、第三号様式中「第五条第三十項」とあるのは「第六十一条第二十五項」と、「第七条」とあるのは「第五十二条において準用する同令第十四条において準用する同令第七条」と、「第八条」とあるのは「第五十二条において準用する同令第十四条において準用する同令第八条」と、第五号様式中「長及び選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会」と、第六号様式中「第四条第一項（第二条第一項）」とあるのは「第五十一条において準用する同令第十四条において準用する同令第四条第一項（第三条第一項）」と、「第七号様式中」五分の一」とあるのは「六分の一」とする。

(準用)

第二十六条 第三条から第十条までの規定は、法第六十一条第十七項の規

(削除)

定による投票について準用する。

第一号様式

合併協議会設置請求書

市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による請求

一 合併対象市町村の名称

何郡（市）何町（村）

（何郡（市）何町（村））

二 請求の内容（千字以内）

三 請求代表者

住所 職業 氏 名 印

（住所）（職業）（氏 名）（印）

右のとおり法第四条第一項の規定により合併協議会を置くよう請求いたします。

平成何年何月何日

何郡（市）何町（村）長 あて

備考

一 本請求書又はその写しは、署名簿ことに綴り込むものとする。

二 氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

第一号様式

合併協議会設置請求書

市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による請求

一 合併対象市町村の名称

何郡（市）何町（村）

（何郡（市）何町（村））

二 請求の内容（千字以内）

三 請求代表者

住所 職業 氏 名 印

（住所）（職業）（氏 名）（印）

右のとおり法第四条第一項の規定により合併協議会を置くよう請求いたします。

平成何年何月何日

何郡（市）何町（村）長 あて

備考

一 本請求書又はその写しは、署名簿ことに綴り込むものとする。

二 氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

第二号様式

(表紙)

平成何年何月何日

何郡(市)何町(村)を合併対象市町村とする合併協議会設置の

請求に係る請求者の署名簿

(第号)

有効	無効	の印
番号	署名	日
年月	住所	生年
月日	氏名	印
代筆をした場合(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。))第五条第三十項において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第七項及び第八項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。当該規定に違反した場合には、法第六十条第二項から第四項までの規定により、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられます。		
備考		

代筆者

第二号様式

(表紙)

平成何年何月何日

何郡(市)何町(村)を合併対象市町村とする合併協議会設置の

請求に係る請求者の署名簿

(第号)

有効	無効	の印
番号	署名	日
年月	住所	生年
月日	氏名	印
代筆をした場合(市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。))第五条第三十項において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第七項及び第八項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。当該規定に違反した場合には、法第六十七条第二項から第四項までの規定により、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられます。		
備考		

代筆者



二 住 所 都（何道府県）何郡（市）何町（村）大字何（町）何番  
地

右の者に対し、署名簿に何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする  
合併協議会設置の請求のための署名及び押印を求めるときを委任する。

平成何年何月何日

請求代表者

氏 名 印  
（氏 名（印）

備考

一 この様式は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第一項の規定による請求に係る署名収集委任状の様式である。

二 請求代表者が二人以上あるときは、すべての請求代表者の氏名を記載し、押印をすること。

第六号様式

何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする合併協議会設置の

請求に係る署名審査録

一 署名簿の受理 平成何年何月何日 署名簿（何冊） 請求代表者何

某（外何名）

二 署名審査開始 平成何年何月何日

三 審査

（一）署名簿の提出（仮提出）が市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第四条第一項（第三条第一項）の期間の経過後であったので、何月何日却下した。

（二）署名簿（第 号）に合併協議会設置請求書（写し）（代表者証明

二 住 所 都（何道府県）何郡（市）何町（村）大字何（町）何番  
地

右の者に対し、署名簿に何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする  
合併協議会設置の請求のための署名及び押印を求めるときを委任する。

平成何年何月何日

請求代表者

氏 名 印  
（氏 名（印）

備考

一 この様式は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第一項の規定による請求に係る署名収集委任状の様式である。

二 請求代表者が二人以上あるときは、すべての請求代表者の氏名を記載し、押印をすること。

第六号様式

何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする合併協議会設置の

請求に係る署名審査録

一 署名簿の受理 平成何年何月何日 署名簿（何冊） 請求代表者何

某（外何名）

二 署名審査開始 平成何年何月何日

三 審査

（一）署名簿の提出（仮提出）が市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第四条第一項（第三条第一項）の期間の経過後であったので、何月何日却下した。

（二）署名簿（第 号）に合併協議会設置請求書（写し）（代表者証明





第七十四条第五項の規定により、平成何年何月何日付で告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一（何万何千何百何十何人）により有効署名があることを証明します。

なお、署名の効力の決定に関する判決書（法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の二第十項の規定による通知に係る書面）何通を添付します。

平成何年何月何日

請求代表者

住所

氏

名

（住所）

（氏

名）

備考

この様式は、法第四条第一項の規定による請求に係る署名収集証明書の様式である。

第八号様式

投票実施請求書

市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四条第十一項の規定による合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求

一 投票に付する合併協議会設置協議

平成何年何月何日否決 議案第何号

二 協議に係る合併対象市町村の名称

何郡（市）何町（村）

（何郡（市）何町（村））

三 請求の内容（千字以内）

（第七十四条第五項の規定により、平成何年何月何日付で告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一（何万何千何百何十何人）により有効署名があることを証明します。

なお、署名の効力の決定に関する判決書（法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の二第十項の規定による通知に係る書面）何通を添付します。

平成何年何月何日

請求代表者

住所

氏

名

（住所）

（氏

名）

備考

この様式は、法第四条第一項の規定による請求に係る署名収集証明書の様式である。

第八号様式

投票実施請求書

市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第四条第十一項の規定による合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求

一 投票に付する合併協議会設置協議

平成何年何月何日否決 議案第何号

二 協議に係る合併対象市町村の名称

何郡（市）何町（村）

（何郡（市）何町（村））

三 請求の内容（千字以内）

四 投票実施請求代表者

住所 職業 氏 名 印  
(住所) (職業) (氏 名) (印)

右のとおり、法第四条第十一項の規定により別紙合併協議会設置協議に係る合併協議会の規約案を添えて合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求いたします。

平成何年何月何日

何郡(市)何町(村)選挙管理委員会 あて

備考

一 本請求書又はその写しは、署名簿ことに綴り込むものとするこ  
と。

二 氏名は自署(目が見えない者が公職選挙法施行令(昭和二十五  
年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載す  
ることを含む。)すること。

第十号様式

その一

表

折目

--

四 投票実施請求代表者

住所 職業 氏 名 印  
(住所) (職業) (氏 名) (印)

右のとおり、法第四条第十一項の規定により別紙合併協議会設置協議に係る合併協議会の規約案を添えて合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求いたします。

平成何年何月何日

何郡(市)何町(村)選挙管理委員会 あて

備考

一 本請求書又はその写しは、署名簿ことに綴り込むものとするこ  
と。

二 氏名は自署(目が見えない者が公職選挙法施行令(昭和二十五  
年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載す  
ることを含む。)すること。

第十号様式

その一

表

折目

--

何郡(市)何町(村)を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票

(市)(区)町(村)選挙管理委員会印

注意

- 一 合併協議会設置協議について賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。
- 二 他のことは書かないこと。

折目

備考

一 この様式は、市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。)(第五条第三十二項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(第四十六

何郡(市)何町(村)を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票

(市)(区)町(村)選挙管理委員会印

注意

- 一 合併協議会設置協議について賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。
- 二 他のことは書かないこと。

折目

備考

一 この様式は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。)(第五条第三十二項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(第四十

条第一項の規定による投票の場合の様式である。

- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 投票用紙に押すべき市区町村の選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 四 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十二條において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十一條の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第五条第二項の規定による様式に準じて調整するものとする。

その二

表	
折目	
何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投	(市) (区) 町 (村) 選挙管理

六条第一項の規定による投票の場合の様式である。

- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 投票用紙に押すべき市区町村の選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 四 市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十二條において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十一條の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第五条第二項の規定による様式に準じて調整するものとする。

その二

表	
折目	
何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投	(市) (区) 町 (村) 選挙管理

票

委員会印

裏

注意

一 合併協議会設置協議について賛成の人は賛成欄を、  
 反対の人は反対欄をつけること。  
 二 のほかは何も書かないこと。

折目

<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">賛成</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">反対</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	賛成	反対			
賛成	反対				

備考

一 この様式は、法第五条第三十二項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき市区町村選挙管理委員会の印については、その一に準ずる。

票

委員会印

裏

注意

一 合併協議会設置協議について賛成の人は賛成欄を、  
 反対の人は反対欄をつけること。  
 二 のほかは何も書かないこと。

折目

<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">賛成</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">反対</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	賛成	反対			
賛成	反対				

備考

一 この様式は、法第五条第三十二項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき市区町村選挙管理委員会の印については、その一に準ずる。

第十一号様式

合併協議会設置同一請求書

市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による合併協議会設置の請求

一 同一請求関係市町村の名称

何郡（市）何町（村）

（何郡（市）何町（村））

二 請求の内容（千字以内）

.....

三 一及び二の事項については、次に掲げる他の同一請求関係市町村の同一請求代表者が行う合併協議会の設置の請求に係る同一請求関係市町村の名称及び請求の内容と同一です。

何郡（市）何町（村）同一請求代表者

住所 職業 氏

（住所）（職業）（氏） 名（印）

（何郡（市）何町（村）同一請求代表者）

住所 職業 氏

（住所）（職業）（氏） 名（印）

右のとおり法第五条第一項の規定により合併協議会を置くよう請求いたします。

平成何年何月何日

何郡（市）何町（村）長 あて

何郡（市）何町（村）同一請求代表者

住所 職業 氏

（住所）（職業）（氏） 名（印）

第十一号様式

合併協議会設置同一請求書

市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による合併協議会設置の請求

一 同一請求関係市町村の名称

何郡（市）何町（村）

（何郡（市）何町（村））

二 請求の内容（千字以内）

.....

三 一及び二の事項については、次に掲げる他の同一請求関係市町村の同一請求代表者が行う合併協議会の設置の請求に係る同一請求関係市町村の名称及び請求の内容と同一です。

何郡（市）何町（村）同一請求代表者

住所 職業 氏

（住所）（職業）（氏） 名（印）

（何郡（市）何町（村）同一請求代表者）

住所 職業 氏

（住所）（職業）（氏） 名（印）

右のとおり法第五条第一項の規定により合併協議会を置くよう請求いたします。

平成何年何月何日

何郡（市）何町（村）長 あて

何郡（市）何町（村）同一請求代表者

住所 職業 氏

（住所）（職業）（氏） 名（印）

備考

- 一 本請求書又はその写しは、署名簿ことに綴り込むものとするこ  
と。
- 二 氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五  
年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載す  
ることを含む。）すること。

第十三号様式

何合併特例区の長（職員）措置請求書

何合併特例区の長（職員）に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨.....

.....

二 請求者

住所	職業	氏	名	印
(住所)	(職業)	(氏	名)	(印)

右のとおり市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成何年何月何日

備考

- 一 本請求書又はその写しは、署名簿ことに綴り込むものとするこ  
と。
- 二 氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五  
年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載す  
ることを含む。）すること。

第十三号様式

何合併特例区の長（職員）措置請求書

何合併特例区の長（職員）に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨.....

.....

二 請求者

住所	職業	氏	名	印
(住所)	(職業)	(氏	名)	(印)

右のとおり市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成何年何月何日

何市〔何郡何町（村）〕監査委員あて

備考

氏名は自署（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

何市〔何郡何町（村）〕監査委員あて

備考

氏名は自書（目が見えない者が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

法令名	条項	法令名	条項
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	<p>第九条第三項（第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項、第七十四条の第十項（第二百五十二条の十二）（第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。）、第二百九十一条の六第一項及び第五項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五條第三十項において準用する場合を含む。）、第四百四十三條第二項、第二百三十二條の六第一項（市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する場合を含む。）、第二百四十四條の二第七項（市町村の合併の特例に関する法律第四十八條第三項において準用する場合を含む。）、第二百四十五條の八第一項、第二項及び第四項、第二百四十九條、第二百五十條第二項、第二百五十條の四、第二百五十條の六、第二百五十條の十三第一項から第三項まで、第二百五十條の十七第二項、第二百五十條の十九第二項、第二百五十一條の二第一項、第四項及び第七項、第二百五十一條の三第一項から第三項まで、第十二項及び第十三項、第二百五十二條の三十二第一項</p>	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	<p>第九条第三項（第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項、第七十四条の第十項（第二百五十二条の十二）（第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。）、第二百九十一条の六第一項及び第五項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五條第三十項及び第六十一條第二十五項において準用する場合を含む。）、第四百四十三條第二項、第二百三十二條の六第一項（市町村の合併の特例等に関する法律第四十七條において準用する場合を含む。）、第二百四十四條の二第七項（市町村の合併の特例等に関する法律第四十八條第三項において準用する場合を含む。）、第二百四十五條の八第一項、第二項及び第四項、第二百四十九條、第二百五十條第二項、第二百五十條の四、第二百五十條の六、第二百五十條の十三第一項から第三項まで、第二百五十條の十七第二項、第二百五十條の十九第二項、第二百五十一條の二第一項、第四項及び第七項、第二百五十一條の三第一項から第三項まで、第十二項及び第十三項</p>

	並びに第二百六十一条第四項	(略)	(略)	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第一条第一項、第二条第三項(第十四条(第二十九条において準用する場合を含む。))及び第二十八条において準用する法律施行令及び第二十七条第一項
	、第二百五十二条の三十二第一項並びに第二百六十一条第四項	(略)	(略)	市町村の合併の特例等に関する法律施行令	第一条第一項、第二条第三項(第十四条(第二十九条及び第五十二条において準用する場合を含む。))及び第二十八条において準用する法律施行令及び第二十七条第一項

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----